

ちゅうおう 消費者だより

- P.1 中央区消費生活展2025
P.2-3 「偽物が届いた」「身に覚えのない商品が届いた」
などのトラブルに注意！
P.4 ロマンズ詐欺に気をつけて

第193号

令和7年10月

編集発行

中央区消費生活センター

☎3546-5332

ホームページ

<https://www.city.chuo.lg.jp/consumercenter/>

特集

P.2-3

「偽物が届いた」「身に覚えのない商品が届いた」
などのトラブルに注意！

P.4

ロマンズ詐欺に気をつけて

お知らせ

中央区消費生活展2025

快適なくらしを求めて 地球環境を守るグリーン志向消費

日時

11月9日(日)

午前10時～午後3時30分

会場

月島区民センター1階ロビー・会議室

安全で快適な暮らしに役立つ情報を幅広く紹介します。
スタンプラリー参加者には素敵な景品を用意しています。

(主催)

中央区・中央区消費者友の会

(協賛)

コープみらい東京1ブロック委員会・一般財
団法人関東電気保安協会・東京司法書士会
中央支部・東京都生活文化局計量検定所・
東京都水道局千代田営業所・東京都下水
道局中部下水道事務所



中央区消費生活センター 相談窓口のご案内

消費生活相談
専用ダイヤル

☎03 (3543) 0084 ☎03 (3546) 5727

相談日時

月曜日から金曜日まで 午前9時～午後4時(祝日・年末年始を除く。)

所在地

〒104-8404 東京都中央区築地1-1-1 中央区役所1階
<https://www.city.chuo.lg.jp/consumercenter/>



中央区消費生活センター HP

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、事故等についての相談を専門の相談員がお受けしています。

UD FONT

やさしいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

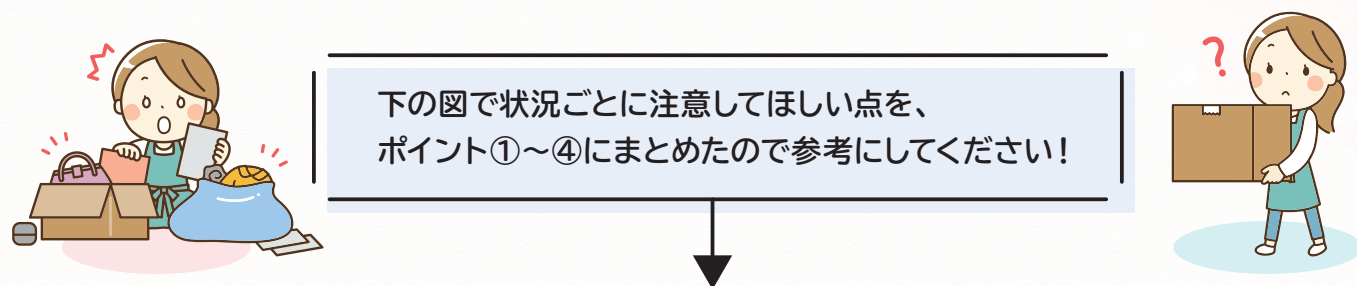
リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

VEGETABLE
OIL INK

「偽物が届いた」「身に覚えのない商品が届いた」などのトラブルに注意しましょう！

“公式通販サイト”や“正規品”と思って申し込んだが、届いた商品は「偽物」だったという相談や、「身に覚えのない商品が届いた」「身に覚えのない荷物が送られてきて、家族が代金を支払ってしまった」という相談が多く寄せられています。



下の図で状況ごとに注意してほしい点を、ポイント①～④にまとめたので参考にしてください！

注文している

【事例1】 偽物が届いた

SNSの投稿でブランド物の靴が半額で販売されているのを見て注文した。後日届いた商品を開封したところ、ロゴが不鮮明で注文したものとデザインも違う偽物であるとわかった。

改めて事業者のサイトを確認すると、受領後1週間以内は返品可となっていたが海外の事業者で住所も連絡先も書いていない。支払いは代引き配達にした。メッセージアプリで連絡を取ることは可能だがそれも心配だ。

- 代引き配達の場合
- クレジットカードの場合
- 事前の口座振込の場合

ポイント①へ

- 商品が届かない場合
- 粗悪品が届いた場合

ポイント②へ

注文していない

【事例2】 身に覚えのない商品が届いた

自分宛てに代引きで荷物が届いた。不在にしていたので、代わりに家族が代金を支払い、荷物を受け取った。送り主は自分の名前になっていたの、開封して内容を確認すると、全く注文した覚えのないサングラスだった。支払ってしまった代金を返金してほしい。

- ネガティブオプションの可能性

ポイント③へ

- プレゼントの可能性

ポイント④へ



ポイント① どんな方法で代金を支払いましたか？

- 支払方法が代引き配達しか選択できない(クレジットカード決済で注文したにもかかわらず、代引き配達に一方的に変更される)場合があります。
- 代引き配達で宅配業者に代金を支払って、商品を受け取ってしまうと後で商品が偽物だとわかってても宅配業者からの返金は困難です。
- 開封し中身を確認して偽物だとわかったという状況であれば、販売業者や送り状の依頼人(発送代行業者など)に連絡し、返品・返金を求めることになります。
- 送り状の写真を撮っておきましょう。
- クレジットカード決済で商品が届かない場合はクレジットカード会社に相談しましょう。
- 口座振込で決済した場合は、警察や金融機関に相談し振込んだ口座の利用停止を求めましょう。

ポイント② 注文したサイトの問題 本当に公式サイトですか？

偽サイトには、「販売価格が大幅に値引きされている」「サイトの日本語表記・文章表現がおかしい」などの特徴があります。

また、販売業者の名称(会社名)、住所、電話番号などの情報が表示されていないこともあります。

- 注文したサイトの商品説明、写真、解約条件、連絡先などは画面を印刷したり、スクリーンショットで保存しておきましょう。
- 注文後におかしいと思ったときは、サイトにキャンセルを申し出て商品は受け取り拒否しましょう。

ポイント③ ネガティブオプションって何でしょうか？

- 令和3年7月6日以降に売買契約に基づかないで、一方的に送り付けられた商品は直ちに処分することができます。商品と一緒に請求書が入っているかを確認しましょう。
- 請求書がない場合は、誤配送の可能性があるため商品は処分せず、しばらく保管してください。後日、クレジットカードに請求の可能性があるため、利用明細をチェックしましょう。

ポイント④ プレゼントの可能性はありませんか？

送り主が大手ショッピングモールになっているような場合は、誰かからのプレゼントである可能性もあります。送り主に問い合わせしてみましょう。

ロマンス詐欺に気をつけて



マッチングアプリ等の交流サイトで知り合った人から、直接会うことなく、やりとりを続けることで、恋愛感情や親近感を抱いてしまい、金銭等をだまし取られてしまう詐欺です。



2人の将来のために投資をして欲しいの。
絶対儲かる投資先を教えるね。

- マッチングアプリで知り合った相手から紹介された投資は、投資サイト自体が架空である可能性があります。
- マッチングアプリで知り合った相手の本人確認も難しいため、資金を取り戻すことは極めて困難です。
- 振込先に個人名義の口座を指定されていたら詐欺を疑ってください。
- 会ったことがない人にお金の話をされたら要注意です。

消費生活相談事例 Q&A ウォーターサーバーの契約



Q

ショッピングモールで声を掛けられ「今より安くなる」「毎月のレンタル料を払えば3年で自分のものになる」と言われて契約した。しばらくしてサーバーが故障し、契約内容を確認すると、レンタル代だと思っていたのは割賦代金で、サーバーは買取だった。解約するには残債10万円を一括払いするよう言われた。

A

不意に声を掛けられ、冷静に判断できないまま契約し、トラブルが発生しています。

- 焦ってその場で契約せず、複数社の情報を比較・検討してからにしましょう。
- 強引に契約を迫ったり、急がせる事業者とは契約しないようにしましょう。
- 契約する際には、契約書面の内容を十分に確認することが重要です。月々の支払金額だけで判断せず、レンタルなのか購入なのか契約形態をしっかりと確認しましょう。
- 途中で契約すると解約料や購入代金の残債を一括請求される場合があります。契約書の「解約」に関する事項を必ず確認し、疑問点は質問しましょう。

